平成 25 年 5 月 9 日

各　　位

会 社 名　丸一鋼管株式会社
代表者名　取締役社長　鈴木 博之
（コード番号　5463　東証・大証　第 1 部）
問合せ先　取締役常務執行役員総務部長　鈴木 省三
（TEL. 06－6531－0101）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 79 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．定款変更の目的

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定により、定款に社外取締役の責任限定契約の締結を可能とする旨の定款第28条（取締役の責任免除）第2項を新設するものであります。

なお、定款第28条第2項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2．定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(取締役の責任免除) 第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新　　設）	2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 25 年 6 月 25 日（予定）
定款変更の効力発生日　　平成 25 年 6 月 25 日（予定）

以　上